

# 宗像市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和7年4月11日

宗像市農業委員会

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、宗像市農業委員会に係る農地等の利用の最適化の推進に関する指針を以下のとおり定める。

この指針に基づき、農業委員会において最も重要な必須事務として明確に位置づけられた「農地等の利用の最適化（遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地等の利用の集積・集約化、新規参入の促進など）」について、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）が連携しながら取り組むものとする。

## 1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の3年後の解消目標面積 7.2 ha

### 【目標設定の考え方】

農業委員と推進委員が連携しながら、年間各委員一人当たり10aの遊休農地の解消を目標とした。

## (2) 遊休農地の解消の具体的な取り組み方法

### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

◇農業委員と推進委員が連携して毎年実施する農地の利用状況調査や日頃からの農地パトロールにより遊休農地の状況の把握に努める。また、遊休化するおそれのある農地を含む遊休農地の所有者や担い手等へ農地の利用増進を働きかけ、農地利用の調整を随時行う。

◇利用状況調査の結果、遊休農地と判断した農地の所有者等に対して利用意向調査を行う。この意向調査の結果については、農業委員会全体で情報の共有を図り、遊休農地の所有者等への戸別訪問など、農地所有者等の意向を踏まえた農地利用の調整を行う。

### ②農地中間管理機構（福岡県農業推進機構）との連携について

◇利用意向調査の結果を受け、農地中間管理事業の利用意思のあった農地について、通知を行う。

### ③非農地判断について

◇利用状況調査の結果により、再生利用が困難と判断された荒廃農地（山林・原野の様相を呈している農地）については、計画的に現況に応じた速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

#### ④所有者不明農地について

◇農地の所有者等を確認することができない農地については、所有者等の探索を行い、農地法に基づく公示手続きを経て、農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用する。

### 2. 担い手への農地集積・集約化について

(1) 担い手への3年後の農地集積目標面積 1,044ha

#### 【目標設定の考え方】

管内の農地面積1,980haに対してこれまでの集積面積999haで集積率約50パーセントであることから、今後の新規集積面積を年間15haとし、全体の目標面積を1,044haと設定した。

\*管内の農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」より

(2) 担い手への農地集積・集約化に向けた具体的な取り組み方法

利用意向調査の結果を踏まえつつ、農業委員と推進委員が連携して、遊休農地の発生防止・解消に取り組む。また、日頃から農地の所有者・耕作者の経営規模の拡大・縮小や離農等の意向の把握に努めながら、農地中間管理機構やむなかた地域農業活性化機構等と連携しながら担い手への農地の集積・集約化を進める。

### 3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の3年後の促進目標 12経営体

#### 【目標設定の考え方】

過去3年間の新規参入者の実績から算出して設定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

市、県、JA等関係機関と連携しながら、新規就農希望者や意欲ある事業者への農地相談対応等の支援活動を行う。

### 4. 「地域計画」の目標を達成するための役割について

宗像市において令和7年3月に策定された「地域計画」については、地域の農業を将来へ継続させていくため、5年後を見据えながら、宗像市農業委員会では次の役割を担うこととする。

◇日頃からの農地パトロールによる農地の適正利用の確認

◇目標地図で耕作予定者が未定の農地（今後検討等）の利用調整

◇「地域計画」の定期的な見直し（年2回）への協力

5. 委員の最適化活動日数について

(1) 各委員の月当たりの最適化活動日数目標 月10日以上

\*法令による農業委員会の権限事項等の活動は含まない。

6. その他

この指針は、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせ、検証及び見直しを行うこととする。